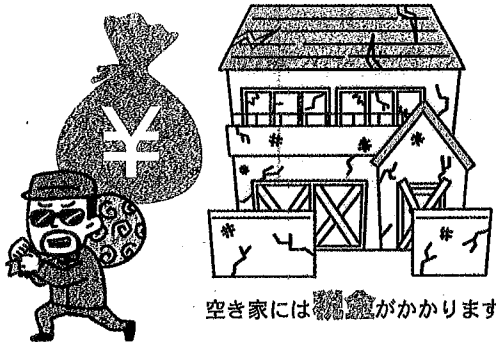


**⚠️ 空き家を放置すると
様々な問題が発生します。**



空き家には**犯罪**がかかります

空き巣が狙っています



草木は伸び放題、災害などで屋根や外壁が破損して
近所からは**苦情**がきます

**⚠️ 空き家の所有者は適切に
管理する責任があります。**

「空家等対策の推進に関する特別措置法」という法律があります。

- 空き家の所有者へ適切な管理の指導
- 適切に管理されていない空き家を「特定空家」に指定することができる
- 特定空家に対して、助言・指導・勧告・命令ができる
- 特定空家に対して罰金や行政代執行を行うことができる

勧告されても所有者が対処しない場合、市町村は空き家の所有者に対して改善の命令をします。命令は助言、指示、勧告といった行政指導よりも重く、行政処分と言われる行為で、空家等対策特別措置法では命令に背くと50万円以下の罰金が科されます。

行政と連携しています

- ☞ 空き家・空き地に関する相談、遠隔地所有者へのオンライン相談
- ☞ 空き家対策、未然対策に関するセミナー活動、講師派遣、出前講座
- ☞ 「空き家対策ナビゲーター®」の養成
- ☞ 既存建築物の利活用提案、エリアリノベーションの提案、まちづくりワークショップ、耐震診断
- ☞ 空き家に関する助成金申請等の手続き代行・アドバイス
- ☞ 地域・自治会との協働空き家対策
- ☞ 空き家管理
- ☞ 家の終活支援
- ☞ 仏壇やお墓等の扱い相談
など

**スッキリ
したい方
なんでも大丈夫！**



遠隔地にお住まいでもオンラインで
ご相談いただけます！

特定非営利活動法人
空き家相談センター **相談無料**
NPO 法人兵庫空き家相談センターから名称変更しました

☎ **0797-81-3236**

✉ **akiya.sc@gmail.com**

<受付時間>
平日9:00~17:00



home page



facebook

回覧

承認
24.8.3
げやき自治会

**今、
空き家の
悩みって
本当に
多いんです。**

NPO法人 空き家相談センター



子どもたちに
迷惑を
かけたくない

誰に相談したら
いいの？



あなたの空き家 あらゆる分野の専門家 が連携し ワンストップで解決を目指します！



POINT 1 空き家問題の プロ集団だから安心

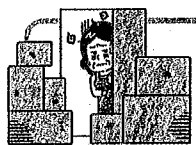
解決したい問題によって相談先も変わってきます。
例えば...



兄弟姉妹で揉めていて...

親が認知症で判断できない...
空き家には税金がかかるの？
処分したいけど助成金ってあるの？

相談先 → 弁護士、行政書士、司法書士など



生前に整理したい
遺品を整理したい

相談先 → 遺品整理士、お片付け業など



土地の境界がわからない

相談先 → 土地家屋調査士など

市役所
相続登記の申請
義務化されます！

法律事務所
開始しました！

不動産

空き家を
貸したい・売りたいんだけど...
解体っていくらかかるの？
私にも民泊やカフェってできるかしら...

相談先 → 建築士、不動産業、解体業など

空き家問題は非常に複雑で
ご自身での解決は困難です。
そういう時は私たち
「NPO法人 空き家相談センター」
にお任せください！



POINT 2 悩みに寄り添い 解決まで伴走します

ご相談～お見積りまでは
無料のため、安心して
相談していただけます。



- 1 お問い合わせ
- 2 相談の聞き取り
- 3 必要な専門家のチーム構成
- 4 各専門家との相談打ち合わせ
- 5 お見積り提示
- 6 実務作業開始
- 7 解決

ご相談～お見積りまでは無料です



相談は無料だし、空き家相談センターには
あらゆる分野の専門家がいるから安心ね！

弁護士 / 行政書士 / 司法書士 /
遺品整理士 / 終活カウンセラー /
相続対策専門士 / 解体業 / 建築業 / 造園業 /
既存建物状況調査技術士(インスペクション) /
ファイナンシャルプランナー /
土地家屋調査士 / 不動産鑑定士 / 建築士 /
公認会計士 / 税理士 / マンション管理士 /
空地建物取引士 など